

「日本の木材活用リレー～みんなで作る選手村ビレッジプラザ～」事業
提供木材（カラマツ LVL）製材加工等業務に係る一般競争入札公告

山梨県が発注する「日本の木材活用リレー～みんなで作る選手村ビレッジプラザ～」事業提供木材（カラマツ LVL）製材加工等業務に係る契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告します。

平成 31 年 2 月 22 日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 役務の名称及び数量
「日本の木材活用リレー～みんなで作る選手村ビレッジプラザ～」事業提供木材（カラマツ LVL）製材加工等業務 一式
- (2) 役務の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
- (3) 履行期間
契約の日から平成 31 年 12 月 20 日まで
- (4) 履行場所
選手村ビレッジプラザ施工地その他山梨県知事が指定する場所

2 事務を担当する所属

山梨県森林環境部県有林課
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号

3 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日以後に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者
 - ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者
 - ④ 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
 - ⑤ 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において引き続き 2 年以上営業を営んでいない者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 調達をする役務の数量及び仕様等に適合した役務を確実に履行することができると、契約担当者が判断した者であること。
- (4) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成 14 年 2 月 28 日山梨県告示第 64 号）に規定する山梨県物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (5) 平成 20 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 10 年間に於いて、次のいずれかの実績を有する者であること。

- ① 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第2条第1項各号及び施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる公共建築物（以下「公共建築物」という。）に使用する20m³以上の木材（製材品に限る。）の製材加工業務契約を元請けとして結び、当該業務契約を履行した実績
- ② 公共建築物に使用する20m³以上の木材（製材品に限る。）を、当該公共建築物建設工事発注者に納入した実績
- ③ 公共建築物に使用する20m³以上の木材（製材品に限る。）を当該公共建築物建設工事受注者に納入した実績

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所等

この公告の日から平成31年3月1日までの日（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、2に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、(2)により入札説明書の交付を受けた者には縦覧に供するものと同じ仕様書及び契約書案を交付する。

(2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成31年3月1日までの日（県の休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、2に掲げる場所において直接交付する。

(3) 一般競争入札の参加資格の確認

入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

- ① 日時 平成31年3月20日午後2時
- ② 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県庁本館8階共用会議室

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- ① 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- ② この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- ③ 山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第108条の2の規定の適用のある場合を除き入札保証金が納付されていないとき。
- ④ 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

(6) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

5 その他

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第108条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 違約金の有無 有

(5) 前払金の有無 無

(6) その他

- ① 落札者が契約締結までの間に、3に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わな

いものとする。

② 詳細は、入札説明書による。

③ 問い合わせ先 山梨県庁森林環境部県有林課（電話055-223-1658）